

# 平成 17 年度岩手県水防計画変更要旨

## 平成 17 年度岩手県水防協議会 平成 17 年 5 月 27 日開催

昨年は梅雨期の集中豪雨や度重なる台風の上陸により、全国各地で激甚な水害、土砂災害及び高潮災害が数多く発生したところでございます。これらの災害は、いまだ整備水準が低いことも要因でございますが、近年における集中豪雨の増加など自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した、新たな災害の様相を呈するものでございました。

本県におきましても地形的に非常に災害を受けやすい自然条件下にあり、近年では、平成11年の軽米町を中心といたしました雪谷川や、平成14年の東山町を中心とした砂鉄川など、大きな被害を受けたところでございまして、雪谷川につきましては昨年秋に竣工式を迎え、砂鉄川につきましては早期復旧に向けて事業を推進しているところでございます。

このような災害を未然に防止するため、国、県及び市町村が連携を図りながら、河川改修やダムの建設など積極的に治水事業を推進しておりますが、治水事業には多くの費用と長い年月を要しますことに、本県の河川整備水準はいまだに低い状況にございます。

このため、これらハード面にあわせまして、ソフト面の対応として、水防訓練の実施や降雨・洪水の情報等を正確かつ迅速に伝達できるよう水防警報施設の整備を進めるなど、水防体制の強化にも努めているところにございます。

国におきましても、水害時の情報提供の充実、洪水ハザードマップなどの作成促進、浸水想定区域などにおける警戒避難体制の充実、水災防止体制の強化などを主な内容としました、水防法の改正を進めており、5月2日に公布され3ヶ月以内に施行されることとなっております。

5月27日(金)の県水防協議会で審議されました「平成17年度岩手県水防計画(案)」は、改正水防法の施行を踏まえ、県内の河川、海岸のうち水防活動が必要な地区につきまして、情報体系を整備しまして、非常事態における的確な水防活動が行えるよう立案したものです。これから季節は、梅雨や台風などの出水期を迎えることになりますことから、水防体制に万全を期しまして、県民生活の安定に寄与して参りたいと考えております。

## 1. 水防警報指定河川の拡充

### (第7章第3節 水防警報

## 2 岩手県知事が行う水防警報)

水防警報とは、河川の区間を定めて、河川管理者から水防管理団体（市町村）に当該区間の河川の水位が水防団（消防団）の準備または出動が必要となったことを通知することにより、水防体制の強化を図るもので

今回の拡充において、下記河川の主要区間にについて水防警報河川とするものです。

#### ＜平成 17 年度水防警報指定する河川＞

久慈川、長内川、夏井川、甲子川、大槌川、  
鶴住居川、津軽石川、関口川、気仙川、盛川、  
瀬月内川、砂鉄川（上流）

計 12 河川

## 2. 水位情報の周知

#### (第7章第4節 水位情報の通知及び周知)

水位情報周知河川とは、特別警戒水位を定め当該河川の水位がこれに達したとき「河川の水位が上昇し洪水による災害を特に警戒すべき状況となつたこと」を一般に周知することにより、水災時の被害軽減を図るものであります。

国の管理する河川について水位情報の通知を受けたとき、または県が指定した河川について水位が特別警戒水位に達したときに、関係水防管理者その他水防に関係のある機関（報道機関を含む）に通知することとします。（この節は、改正水防法施行の日より施行する。水位観測所、特別警戒水位は別途定める予定である。）

※特別警戒水位：警戒水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（河川管理者が定める）

